

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
○西原町商工会地区の立地	西原町は沖縄本島の東側に位置し、東は中城湾に面し、北東より南部にかけて中城村、宜野湾市浦添市、那覇市、南風原町、与那原町の6市町村に隣接している。町の総面積は15.84km <sup>2</sup> (本島面積の1.31%)で東西約5.8km、南北約5.1kmのやや橢円形上をなしている 地形概観は北西部(幸地地区・棚原地区)が台地丘陵地域でそこから南東方向に平野を形成している。地質は、ほとんど島尻層で一部地域に琉球石灰岩がみられる。 本町を走る道路網は、町西端部を南北に沖縄自動車道が通り、ほか国道329号、県道38号、34号、29号、155号及びこれらに隣接する町道、農道で構成されている。本島の中南部を結ぶ広域交通の位置にあり、交通量は増大傾向にある。 本町の人口は、総人口35,344人、15,155世帯となっている。(令和4年3月末日現在)
1.地域の災害リスク	
(1)台風や大雨による洪水災害リスク	本町における気象災害は台風によるものが最も多く、沿岸の地域は、波浪と強風による災害が大きく、特に台風の通過時刻と満潮が重なったときは、沿岸部、兼久川、小波津川流域等の低地部においては、浸水の危険度が高まる。 平成24年9月の台風においては暴風、洪水等にて農作物への被害の他浸水等建物への被害も大きかった。
(2)地震及び津波の災害リスク	平成25年1月に公表された、沖縄県津波被害想定検討委員会の津波シミュレーションによると小那覇地区や東崎地区の海岸に面した工業地帯で津波想定高が5.0m以上10m未満、国道329号線東側住宅地域の大部分が2.0m以上5.0m未満となっており災害リスクは非常に高い。(沖縄近海における最大クラスの地震を想定し、マグニチュードは7.8~9.0と設定)
(3)感染症による災害リスク	現代においても新興感染症(エイズ・SARS・MERS・新型コロナウイルス感染症)や再興感染症(結核・マラリア等)など、感染症は依然として人類の大きな脅威と言える。 2019年より世界で猛威を振るっているコロナウイルスは新しい株へ次々と変異し感染が収まらず直接的な感染被害だけでなく、感染予防のための活動自粛によって経済へ深刻な影響を及ぼしている。

## 2.商工業者の状況

- ・商工業者数 1,169業者

業種	商工業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	サービス業	292 県道38号に多い
	小売業	271 国道329号・県道38号に多い
	建設業	153
	飲食・宿泊業	147 国道329号・県道38号に多い
	製造業	126 小那霸、東崎の低地部多い
	卸売業	68 小那霸、東崎の低地部多い
	その他	112

出典 平成26年度経済センサス

## 3.これまでの取組

### (1)西原町の取組

- ・西原町防災マップ作成
- ・西原町地域防災計画策定(平成30年4月修正)
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

### (2)当会の取組

- ・危機管理マニュアルの策定(平成26年1月)
- ・西原町危機発生時の支援活動に関する協定を西原町と締結(平成26年5月)
- ・事業者BCPに関する国の施策周知
- ・津波避難訓練時地域への施設提供(近隣小中学校、自治会)
- ・商工会のビジネス総合保険への加入促進
- ・商工会福祉共済への加入促進

## II 課題

- (1)当会の危機管理マニュアルや西原町と危機発生時の協定とのは策定されているが、緊急時の取組について関係機関との協力体制について具体的なマニュアルが整備されていない。
- (2)緊急時の対応を推進するノウハウを持った職員が十分にいない
- (3)町内事業者においてはBCP策定は普及・啓発段階であり、重要性の認識が低い。

## III 目標

- (1)小規模事業者の灾害等に対する防災計画や被災時の事業継続力の向上を目的に、当会と当町が連携し伴走支援に取組んでいく。
- (2)災害発生時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告の共通ルートを構築する。
- (3)災害発生後速やかな復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- (4)地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知し、事業者BCP策定の支援を行う。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～ 令和10年3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### <1.事前の対策>

##### 1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水害補償等の損害保険、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険の概要説明を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある、取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

##### 2) 商工会独自の事業計画書の作成

- ・令和4年度までに作成する

##### 3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社へ専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

##### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認。
- ・(仮称)西原町事業継続力強化支援連絡会議(構成員:当会、当町)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

##### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード7.8～9.0の地震)が発生したと仮定し、当会と当町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

## <2.発生後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、3時間以内に職員の安否確認及び報告を行う。  
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等を当会と当町で共有する。)
- ・当会事務所の保管する商工業者的重要情報(例:事業者台帳、事業者名簿、決算書、指導カルテ、補助金等申請)などの保全に努める。
- ・感染症流行の場合は、当町はじめ沖縄県商工会連合会、沖縄県、国などの対策方針等について、情報の共有化を図る。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で被害状況や被害規模に応じた応急処置の方針を決める。  
大まかな被害状況確認は2日以内に情報共有する。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は出勤せず安全確保し警備解除後に勤務する。
- ・職員が被災する等により応対策が出来ない場合の役割分担を決める。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li><li>・地区内10%程度の事業所で、「屋根や看板の一部が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「屋根や看板の一部が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

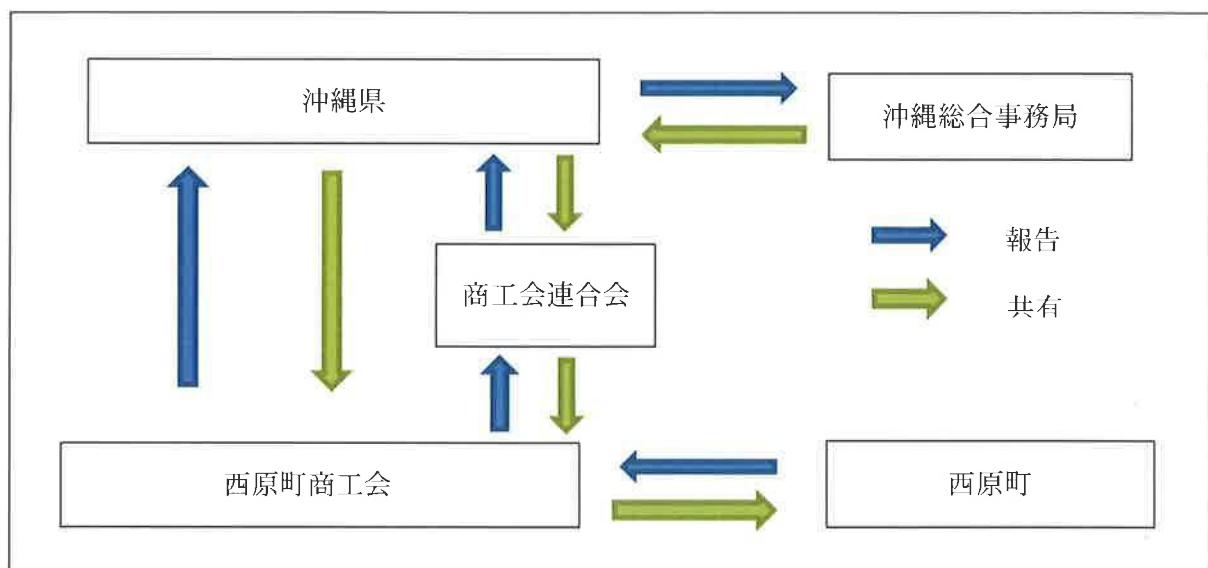
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期 間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日に2回連絡共有する
1週間～ 2週間	1日に1回連絡共有する
2週間～ 1か月	2日に1回連絡共有する
1か月以降	必要に応じて連絡共有する

### 〈3.発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、当町の避難指示等に従いながら、被災地域での活動可能な内容を決める。
- ・当会と当町は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県へ報告する。
- ・当会は別紙様式により被災情報を県に報告する。
- ・感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。



### 〈4.応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・相談窓口の開設方法について、西原町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性を確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・当会で設置できない場合は、近隣の商工会と連携して相談窓口を設置し支援を受ける。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の流行の場合は、電話、メール、FAXなどによって周知を行い、感染拡大防止に努める。

### 〈5.地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼等を検討する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制		(令和5年4月現在)
<p>(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)</p> <pre>graph LR; A["沖縄県商工会連合会 法定経営指導員"] &lt;--&gt; B["西原町商工会 法定経営指導員"]; B &lt;--&gt; C["西原町 産業観光課"]</pre>		
<p>(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p> <p>①当該経営指導員の氏名、連絡先 ■氏名：城間 敦子（法定経営指導員） ■連絡先：西原町商工会 〒903-0122 沖縄県西原町小橋川1番地5 TEL：098-945-6136 / FAX：098-946-6627</p> <p>②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。 ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）</p>		
<p>(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先</p> <p>①商工会 〒903-0122 沖縄県西原町字小橋川1番地5 西原町商工会 TEL：098-945-6136 / FAX：098-946-6627 E-mail：nisihara@sage.ocn.ne.jp</p> <p>②関係市町 〒903-0220 沖縄県西原町字与那城140番地の1 西原町役場 産業観光課 TEL:098-945-4540 / FAX:098-945-4580 E-mail：sangyou@town.nishihara.okinawa.jp</p>		
<p>※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。</p>		

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	240	240	240	240	240
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・会議費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	60	60	60	60	60
・パンフ、チラシ製作費	100	100	100	100	100
・防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、西原町補助金、沖縄県補助金、事業収入 等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。